

賦課金（組合費）について（土地改良法第36条）

窓口納付の方は **5月2日(月)** までに納めてください
 口座振替の方は **5月2日(月)** が振替日です（必ず残高確認してください）



納期日を過ぎますと、延滞金（年10.95%）が発生します

【延滞金算出】 = (賦課金額 × 10.95% ÷ 365日) × 延滞日数

◆土地改良区では、6月30日をもって未納者の方々へ督促状を発送いたします。

7月1日以降に納付される場合は、督促手数料（100円）が加算されますのでご注意ください。

令和4年度の賦課金（組合費）
1,000㎡当り 3,000円

【算出方法】 賦課面積 × 単価（3円） = 賦課金

口座振替領収済通知書（ハガキ様式）の発行は廃止され、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。書面による証明が必要な方は、土地改良区までご連絡ください。

口座振替はJA（農協）・ゆうちょ銀行（郵便局）に加えて、『群馬銀行口座』の取扱いを開始しました。窓口納付の方は是非ご検討をお願いいたします。

※申請用紙を郵送いたします。土地改良区までご連絡ください。

◆賦課金の滞納について

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与えます。負担の公平性を保つため、滞納対策を実施しています。当土地改良区では、地域の代表者（役員・総代）の協力を得て、電話による催促、戸別訪問等を行い、納付のお願いをしていますが、最終的に納付いただけない場合は、土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分を執行することとなります。

納付等でお困りのことがございましたら、土地改良区へご連絡をお願いいたします。

農地が異動になった場合は、届出が必要です（土地改良法第43条）

- ◎農地の売買・貸借・贈与・交換などをしたとき。
- ◎農業者年金受給のため経営移譲したとき。
- ◎生前贈与または、組合員死亡により名義変更したとき。

このような変更があるときは

『資格異動届』を提出してください。
 （次ページの様式をご利用ください）



- ◎田を宅地等に転用したとき。
- ◎田を公共事業用地として転用したとき。
 （道路・公園・河川等）
- ◎田を畑に転用したとき。

このように田を転用するときは

『農地転用届』を提出してください。
 転用面積に応じ決済金がかかります
 （土地改良法第42条）

令和4年度の決済金

1㎡当り 166円

内 訳

経常決済金.....1㎡当り 164円

県営団体営決済金.....1㎡当り 2円

○お困りの点がございましたら、各地区を担当している役員・総代の方にもご相談ください。